

過疎対策等の推進に関する提言

過疎地域等の厳しい現状と今後見込まれる人口減少・少子高齢化の更なる進行を踏まえ、時代に対応した実効性ある過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 過疎地域等の振興については、実効性ある対策を中長期的観点に立ち、計画的・継続的に講じる必要があることから、平成 32 年度以降における新たな制度を創設するなど、取組の強化を図ること。
2. 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。
また、過疎地域等における各種施策が円滑に実施できるよう財政負担の一層の軽減を図ること。
3. 過疎地域における雇用の増大を図るため、過疎地域内で個人または法人が製造業等の設備等を新增設して事業の用に供した場合の特別償却について、その適用期限を延長すること。